

2012 年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言

2011 月 6 月 中小企業家同友会全国協議会

1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること

- (1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。①中小企業憲章を閣議決定にとどめず、国民の総意とするため、国会決議をめざすこと。②首相直属の「中小企業支援会議（仮称）」を設置し、省庁横断的機能を発揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めること。③中小企業担当大臣を設置すること。
- (2) 中小企業憲章を中小企業全体、国民全体に広げ、根づかせるために、例えば、「1 日中小企業庁」を拡充するなどして、地域ごとに中小企業団体や地方自治体の職員などが参加する合同の中小企業憲章学習会を開催し、中小企業憲章の周知方に努めるとともに、憲章が強調する「中小企業の声を聴く」場として位置づけること。
- (3) 中小企業憲章の理念の実現と政策の具体化のために次の方策を進めること。①「新成長戦略」への中小企業憲章の趣旨、特に「行動指針」の反映を図ること。②中小企業庁は、中小企業憲章の視点から 2020 年頃までを構想する『中小企業ビジョン』の作成に取り組むこと。③中小企業憲章の内容実現の観点から中小企業基本法を見直すことに着手すること。

2. 新しい仕事をつくりだすために官民が総力を挙げて支援に取り組むこと

- (1) 中小企業の新たな仕事づくりのため、官民が協力して必要な市場・産業を生み出す「需要創出のための中小企業政策会議（仮称）」を広範な中小企業（団体）の参加で設置すること。
- (2) あらゆる政策手段を総動員して中小企業の地域での仕事づくり、新産業の育成を支援すること。そのための十分な予算を確保すること。また、地域の大学や試験研究機関などを効果的に連携させ、中小企業の開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う人材育成を推進すること。「新事業分野開拓事業者認定制度」「トライアル発注制度」を導入する地方自治体を積極的に支援し、新商品の販路開拓で困難をかかえる地域の中小企業を新製品購入で援助する自治体を大幅に増やすこと。
- (3) 生活基盤整備・環境保全・防災重視の「地域密着型公共事業」を推進し、中小企業の仕事づくりにつながる発注体制を構築すること。特に、災害時の避難場所となっている学校施設の耐震補強工事を前倒して実施すること。
- (4) 公共発注機関は適正価格発注に努め、中小企業への発注率を大幅に高めること。分離分割発注を拡大するとともに、随意契約を活用すること。また、地方公共団体の官公需において、中小企業の受注機会を増大させ、地域精通度等の適切な評価や地域維持型契約方式の導入等が進められるように支援を強めること。さらに、インターネットを利用して競り下げを競い合うリバースオークション（競り下げ入札）の導入が検討されているが、これは果てしないダンピング、低価格競争に中小企業を巻き込み、「中小企業者に関する国等の契約の方針」などの趣旨に逆行するものであり、反対である。

3. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築を

- (1) 太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官と市民、金融の連携で支援すること。中小企業の CO₂ 削減の自主的取り組みが社会的経済的に評価される仕組みを構築すること。例えば、温室効果ガス排出量取引市場に中小企業が団体やグループ等で参加できる制度を検討すること。
- (2) 循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、生産から流通、消費、リサイクルの各

段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行うこと。また、このようなシステムづくりにあたっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の長寿命化、リユースの活用、廃棄物の発生抑制に働くようにすること。

- (3) 安全で健康な食べ物を供給する日本農業の健全な発展をはかり、食料自給率を高めること。地域づくりでは、農業が、治水や地域環境保全にも役立っていることを考慮し、地域密着型の中小企業と農業、そして行政などがネットワークをくみ、持続可能な地域社会づくりをすすめること。

4. 円滑な資金供給と保証債務の有限責任化を

- (1) 中小企業金融円滑化法は 1 年間延長されたが、この期間中に条件変更した中小企業が経営再建を果たせるように金融機関が新しい仕事づくりも含めた強力な経営支援ができるよう支援すること。
- (2) 2011 年 3 月末で期限が切れる景気対応緊急保証制度に代わり、2011 年 4 月から 9 月にかけてセーフティネット保証が原則全業種で運用されるが、東日本大震災の影響など中小企業景気はまだまだ予断を許さない状況であり、この運用をあと半年、2012 年 3 月末まで延長すること。また、信用補完制度の責任共有制度の対象除外となる小口零細企業保証制度の上限を 1250 万円から 2000 万円に引き上げること。
- (3) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき保証料率の引き下げなど中小企業ニーズに対応した施策の強化を進めること。また、問題なく返済してきた借り手中小企業の返済履歴（クレジット・ヒストリー）を尊重し、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置をとること。返済履歴に「瑕疵」がある場合でも 10 年程度の経過とともに抹消すること。さらに、保証協会に求償権の保証人として保証債務を負っている場合、事故後一定期間を経過したものは免責とすること。
- (4) 「経営者以外の第三者による個人保証」を求めない融資慣行の確立に向け、2010 年 3 月に金融庁は監督指針の改定を行ったが、その趣旨をすべての金融機関に徹底すること。また、経営者本人の個人保証では、連帯保証債務の発生を一定のコベナンツ（制限条項）違反の場合に限定する「停止条件付き個人保証」の活用を進めること。
- (5) 金融機関が中小企業の仕事づくりや需要創出にかかわることを支援する施策を金融政策とともに実施すること。また、円滑な資金需給や中小企業支援、地域貢献などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント法を法制化すること。

5. 景気回復を支え中小企業の成長に有効な税制を

- (1) 地域の活性化、雇用促進のために、資本金 1 億円未満の中小法人の所得 1500 万円までを 11%の法人税率とすること。また、10%以上かつ 2 人以上の雇用保険加入者が増加すれば、税額の 20%まで増加人数に 20 万円を掛けた金額が控除される雇用促進税制の創設を歓迎する。小規模企業は「2 人以上」を 1 人の増加でも活用できるように拡充することを提案する。
- (2) 景気回復・内需拡大のために国民の多数を占める中・低所得者層の所得税・個人住民税を減税すること。消費税の税率引き上げはさらなる景気後退を招き、政府の雇用拡大策とも離反する結果となるので、現行税率を維持すること。また、現在は非課税である居住用賃貸家賃への消費税課税の動きがあるが、引き続き非課税とすること。
- (3) 外形標準課税の対象企業を資本金 1 億円以下に拡大しないこと。固定資産税・都市計画税は担税能力に応じた方式にすること。償却資産税の思い切った軽減策と免税点（150 万円）を倍程度に引き上げること。以上